

# 犯罪被害者等支援弁護士制度の導入に向けた検討状況等

令和5年4月 法務省大臣官房司法法制部

早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的な支援を受けられるようにするとともに、これに対する経済的援助を行う

## 犯罪被害者支援弁護士制度検討会

令和2年7月～令和3年4月

支援の対象とすべき犯罪被害者の範囲、支援の在り方等について、法制度化に向けた課題を含め広く検討し、論点整理を実施

## 犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会

令和3年10月～

真に援助が必要な犯罪被害者に対する法的支援の方策・在り方について、実務的な観点から引き続き検討を行い、運用面における改善・見直し事項を洗い出し、犯罪被害者支援に反映させるとともに、法制度化に向けた課題を含めた諸課題の更なる検討を進める

### 運用改善

- 犯罪被害者支援ダイヤルのフリーダイヤル化（令和4年4月～）
- DV等被害者法律相談援助の電話・オンライン恒久化（令和4年4月～）

### 犯罪被害者等支援弁護士制度の導入

#### （現状と課題）

- 犯罪被害者等は、被害直後から、捜査機関や加害者側への対応、各種支援のための申請手続、民事・刑事裁判への対応等、様々な対応が必要
- 現行の法的支援制度は、支援対象となる犯罪被害者等の範囲や支援内容が限定的

犯罪被害者等に寄り添った切れ目のない支援が必要

生命・身体に対する重大犯罪や性犯罪の被害者を始めとする一定の犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的な支援を受けられるようにするとともに、これに対する経済的援助を行うことを内容とする制度（犯罪被害者等支援弁護士制度）の導入が求められる

#### （今後の検討課題）

- 支援対象、支援内容、利用要件、費用負担等
- 支援弁護士・関係機関等との支援体制の構築、支援弁護士の数・質の確保等

令和5年4月末に取りまとめ

## 本制度の導入に向けた具体的検討等

令和5年5月～

上記取りまとめを踏まえつつ、本制度の導入に向けた具体的な検討、関係規程の整備等を速やかに行う